

令和3年第3回小城市議会定例会提案理由（その3）
（令和3年10月8日追加議案）

それでは、これより本日追加提案をいたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第67号 令和3年度小城市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,629万3千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ234億5,781万円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

第4款 衛生費でございますが、「未熟児養育医療給付事業」では、未熟児の治療に必要な医療費給付について、当初予算で見込んでいた医療費よりも多くの申請があっており、予算が不足するため、扶助費等を追加するものです。

次に、第11款 災害復旧費でございますが、今定例会で先議していただきました6号補正に計上しておりました林道天山線の測量設計業務の現地調査の結果、一部の箇所にて地すべりが発生している可能性が認められたため、新たに調査解析業務の委託料を計上するもので

す。

以上、歳出について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

続きまして、報告関係につきまして、報告第 11 号から報告第 13 号までは関連しますので一括して御報告申し上げます。

令和 3 年 4 月 6 日、市が所有する公用車で市道を走行中、交差点で直進する際に車両と接触した事故について、相手方の運転手、車両及び車両が転落した先の農作物に損害を与えたもので、それぞれ示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、農作物の損害については、令和 3 年 4 月 30 日付、運転手の負傷については、令和 3 年 6 月 15 日付、車両の損傷については、令和 3 年 9 月 22 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本日追加します議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。